



23 腎臓機能障害者通院交通費補助金

次の1から6のいずれにも該当する方は、補助金の申請ができます。

- 1 北海道の区域内に居住し、腎臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている方
- 2 腎臓の機能障害を更正するため、居住地以外の市町村に所在する医療機関に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている方
- 3 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の移送費等、他の法令等による通院交通費相当分の給付を受けていない方
- 4 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月1日JR北海道公示第4号）による鉄道の旅客運賃割引を受けていない方
- 5 前年の所得が、下記の額を超えていない方

(1) 本人所得の場合

単位：千円

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
所 得 額	3,661	4,041	4,421	4,801	5,181	5,561

上記の額に、次の額を加算した額

- ① 老人控除対象配偶者（70歳以上の控除対象配偶者）又は老人扶養親族（70歳以上の扶養親族）1人につき10万円
- ② 特定扶養親族（16歳以上23歳未満の扶養親族）1人につき25万円

(2) 扶養義務者等所得の場合

単位：千円

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
所 得 額	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388

扶養親族等が2人以上のときは、上記の金額に、次の額を加算した額

- ① 老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円

- 6 居住する市町村に人工透析療法を実施する医療機関がある場合にあって、次のア～カのいずれかに該当する者。
- ア 居住する市町村の医療機関では透析患者が多いため受診できない場合
 - イ 当初受診した医療機関に継続して通院が必要な場合
 - ウ 合併症等により専門的医療機関での人工透析療法が必要な場合
 - エ 就業等の都合により、居住する市町村の医療機関を受診できない場合
 - オ 居住する市町村に更生医療の指定を受けた医療機関がない場合
 - カ 市町村合併により、受診する医療機関が居住町村内の医療機関となった場合
(合併が行われた日の属する年度を含めて、6カ年度の期間に限る)

手続き・問い合わせ先

十勝総合振興局 保健環境部	0155-26-9080 (直通)
役場こども・健康課保健福祉室福祉担当	0156-25-2216 (直通)